

東白川村障害者活躍推進計画

機関名	東白川村役場
任命権者	東白川村長
計画期間	令和2年4月1日～令和12年3月31日(10年間)
東白川村役場における障害者雇用に関する課題	国の行政機関全体の状況と比較し、採用・定着状況ともに概ね順調と考えているが、障害者である職員の活躍のためには、さらなる体制整備や各種取組が必要である。
目 標	
①採用に関する目標	障害者である職員の実雇用率について、当該年6月1日時点の法定雇用率以上を目標とする。 【評価方法】 毎年の任免状況通報により把握する。
②定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせないことを目標とする。 【評価方法】 毎年の任免状況通報時に、前年度との状況比較を行い、離職者等があった場合は人事記録等をもとに状況を把握し、必要に応じ環境改善を図る。
取 組 内 容	
①障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○障害者職業生活相談員として総務課行政係長を選任し、障害者である職員の相談窓口を設定し、庁舎内掲示等により周知する。 ○相談者の意向に応じて診療所医師などと速やかに連携が図れる体制を整備し、障害者が相談しやすい環境を整える。
②障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
③障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○相談窓口への相談のほか、人事評価面談等の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講ずるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
④その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。